

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月13日

【四半期会計期間】 第114期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)

【会社名】 スタンレー電気株式会社

【英訳名】 Stanley Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北野 隆典

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(6866)2222

【事務連絡者氏名】 経理部門長 赤松 知範

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(6866)2222

【事務連絡者氏名】 経理部門長 赤松 知範

【縦覧に供する場所】 スタンレー電気株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区西中島7丁目1番5号)

スタンレー電気株式会社 名古屋支店
(名古屋市東区葵3丁目22番8号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第113期 第2四半期 連結累計期間	第114期 第2四半期 連結累計期間	第113期
会計期間		自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高	(百万円)	209,078	215,106	442,165
経常利益	(百万円)	24,792	29,211	57,657
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	15,517	19,246	36,008
四半期包括利益 又は包括利益	(百万円)	25,294	24,693	44,109
純資産額	(百万円)	368,420	398,034	378,708
総資産額	(百万円)	480,627	500,660	494,491
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	93.87	117.23	218.21
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	93.76	117.10	217.90
自己資本比率	(%)	69.6	72.2	69.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	37,283	27,011	82,357
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	18,784	19,709	39,447
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,580	5,551	17,446
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	101,874	118,378	115,449

回次		第113期 第2四半期 連結会計期間	第114期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	52.86	56.40

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社並びにグループ各社(以下、当社グループ)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

全般的な営業の概況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、緩やかな回復が続きました。

世界経済は、米国では景気が堅調に推移し、欧州では緩やかに回復、アジアでは総じて安定した成長が続き、中国では持ち直しの動きが続きました。

以上のような事業環境のもと、当社グループでは、グローバルでの市場ニーズを的確に捉えた製品開発、及び受注拡大を目指した営業力強化や生産能力の増強、そして生産工程や間接部門の徹底的なムダ取りといった生産革新活動による生産性向上等を着実に実行しております。相次ぐ自然災害や米国を取り巻く貿易摩擦、原油高等による影響はあったものの、総じて堅調に推移いたしました。

その結果、当第2四半期連結累計期間において、売上高は2,151億6百万円(前年同期比2.9%増)、営業利益は259億8千5百万円(前年同期比15.0%増)、経常利益は292億1千1百万円(前年同期比17.8%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は192億4千6百万円(前年同期比24.0%増)と増収増益になりました。

セグメント情報の概況

従来、セグメント情報の概況の売上高は、外部顧客への売上高を記載しておりました。

ヘッドランプのLED化に伴い、セグメント間の内部売上高が増加していることから、従来の記載方法では、営業利益率が実態と乖離しているように見えるため、第1四半期連結累計期間より、セグメント情報の概況の売上高は、四半期連結財務諸表に関する注記事項のセグメント情報と同様に、セグメント間の内部売上高を含めた記載に変更しております。なお、営業利益への影響はありません。

1) 自動車機器事業

世界の自動車生産台数は、日本、米州、欧州、アジアで微増、中国で増加となり、全体として微増となりました。二輪車生産台数では、中国で減少、日本が横ばいとなったものの、インドを含むアジアで増加となり、全体として増加となりました。

このような市場環境のもと、当社グループの自動車機器事業は、当社が光源から一貫して製造しているLEDヘッドランプが増加したことで増収増益となりました。

その結果、当第2四半期連結累計期間における自動車機器事業の売上高は1,731億9千6百万円(前年同期比2.5%増)、営業利益は152億8千万円(前年同期比12.4%増)となりました。

2) コンポーネツ事業

当セグメントが関連する車載市場、LED照明市場、AV市場は増加となったものの、情報通信市場、遊技市場は減少となりました。

このような市場環境のもと、当社グループのコンポーネツ事業（LED、液晶等）は、主にLEDヘッドランプ等の社内向けLEDが増加しました。従来、社内向けのLEDについては、コンポーネツ事業の利益としておりましたが、LEDヘッドランプの増加により社内取引価格を市場価格にあわせて見直したことによって、コンポーネツ事業は、減収減益となりました。なお、全社の営業利益に変更はありません。

その結果、当第2四半期連結累計期間におけるコンポーネツ事業の売上高は228億9千万円(前年同期比3.0%減)、営業利益は37億3千2百万円(前年同期比11.0%減)となりました。

3) 電子応用製品事業

当セグメントが関連するLED照明市場は増加、車載インテリア市場は微増、OA市場、AV市場のうちカメラ市場は減少となりました。

このような市場環境のもと、当社グループの電子応用製品事業（LED照明製品、液晶用バックライト、ストロボ、操作パネル、社内向け電子基板等）は、LED灯体の光源や制御等に用いる電子基板に加え、当社独自のノートPC用プライバシー機能付きバックライト等が好調に推移し、増収増益となりました。

その結果、当第2四半期連結累計期間における電子応用製品事業の売上高は500億2千5百万円(前年同期比7.8%増)、営業利益は59億3百万円(前年同期比80.0%増)となりました。

財政状態に関する説明

当第2四半期連結会計期間末における総資産は5,006億6千万円となり、前連結会計年度末に比べ61億6千8百万円増加しております。主な要因は、固定資産が32億1千万円及び流動資産が29億5千8百万円増加したことによるものです。固定資産の増加は、有形固定資産が増加したこと及び投資有価証券が増加したこと等によるものです。流動資産の増加は、受取手形及び売掛金が減少したものの、現金及び預金が増加したこと及びたな卸資産が増加したこと等によるものです。

負債は1,026億2千5百万円となり、前連結会計年度末に比べ131億5千7百万円減少しております。主な要因は、日本における下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の改正に伴う対応により、支払手形及び買掛金が減少したこと等によるものです。

純資産は3,980億3千4百万円となり、前連結会計年度末に比べ193億2千6百万円増加しております。主な要因は、株主資本が158億7百万円増加したこと及びその他の包括利益累計額が27億7千7百万円増加したこと等によるものです。株主資本の増加は、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上等によるものです。また、その他の包括利益累計額の増加は、為替換算調整勘定が増加したこと等によるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前第2四半期連結累計期間に比べ165億4百万円増加し、1,183億7千8百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の増減額の増加62億3千4百万円、税金等調整前四半期純利益の増加47億6千万円等による資金増があったものの、仕入債務の増減額の減少162億8千7百万円、訴訟関連損失の支払額16億2千4百万円、法人税等の支払額の増加10億9千8百万円等による資金減により、前第2四半期連結累計期間に比べ102億7千1百万円減少し、270億1千1百万円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の払戻による収入の増加40億3千6百万円、有形固定資産の取得による支出の減少9億1千万円等による資金増があったものの、定期預金の預入による支出の増加56億8千7百万円等による資金減により、前第2四半期連結累計期間に比べ9億2千4百万円減少し、197億9百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額の増加9億5千7百万円等による資金減があったものの、短期借入金の純増減額の増加34億5千1百万円、自己株式の取得による支出の減少11億4千7百万円による資金増により、前第2四半期連結累計期間に比べ30億2千9百万円増加し、55億5千1百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

一 基本方針の内容（概要）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉である当社が長年培ってきた“光技術”及びそれを維持・発展させる技術力やノウハウ、多様な市場、顧客に対応する幅広い事業分野及びそれを維持・発展させるノウハウ、自動車メーカー、エレクトロニクスメーカーといった優良な顧客との間で長期にわたって築かれてきた友好的な取引関係及び厚い信頼関係、当社の革新的な企業文化や高い技術力を支え、生産活動を通じて蓄積されてきたノウハウや技能を有する優秀な従業員の存在、といった有形無形の財産を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、その株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、大量買付の対象となる会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいはその取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大量買付の対象となる会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このように当社株式の買付けを行う者が、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、必要かつ相応な対抗措置を講じることが必要であると考えております。

二 基本方針実現のための取組み（概要）

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、グループ共有の基本的価値観である『スタンレーグループビジョン』を目指し、平成22年に「スタンレーグループ第2長期経営目標」を策定しました。その中で、3ヶ年毎に経営計画の指針を示しております。

平成29年4月～平成32年3月の「第1期中期3ヶ年経営計画の指針」では、「グローバルで光り輝く経営」「グローバルで光り輝く事業」「グローバルで光り輝く文化・風土」を最重要事項として位置づけております。

「グローバルで光り輝く経営」では、事業、機能、地域の3つの軸のグループマトリクス経営を確立し、スタンレーグループのあらゆる組織がグローバルに連携して、継続的に企業価値を向上する取り組みを行う姿を目指し、グローバルでキャッシュを創出し成長へ投資するという好循環を形成していきます。

「グローバルで光り輝く事業」では、世界の優良企業としてのスタンレーブランドを確立して、全ての顧客から重要なパートナーと認められることを目指します。そのために、世界No.1の光技術の獲得に努め、高付加価値、高品質製品の提供につなげることで、社会に広く貢献していきます。

「グローバルで光り輝く文化・風土」では、スタンレーグループビジョンを基盤として、社員一人一人の個性を豊かなものに醸成し、多様な個性から構成される、創造的で互いに協力し合う集団へとスタンレーグループを変えていきます。

これらの取り組みによる中長期の経営指標を以下のように定めております。

ROEは、15%を目標としております。

連結配当性向20%以上、自己株の取得を含めた総還元性向は、連結で35%以上を目標としております。

成長のエンジンとして売上高の向上に加えて、生産性の向上に注力し、一人あたり付加価値額の向上を目指しております。

損益分岐点比率を意識した、強い経営体質を目指しております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理の徹底により企業としての社会的責任を果たしていくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図る上で不可欠な要素と考え、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス体制の強化に從來から取り組んでおります。当社では、独立した社外監査役3名を含む5名の監査役が、独立した内部監査組織であるコーポレートガバナンス推進室と緊密な連携をとりつつ、経営の透明性を高めるべく公正中立な観点から取締役の職務執行の監査を実施しております。さらに、社外取締役を平成22年から1名、平成27年から2名選任するとともに、社外取締役及び社外監査役を構成員とし、当社の持続的成長につながる幅広い提言を行う代表取締役の諮問機関としてガバナンス委員会を設置しています。また、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。なお、当社は、上記社外取締役2名及び社外監査役3名を、独立役員に指定の上、東京証券取引所に届け出ております。加えて、個々の従業員における遵法意識を醸成し、その社内定着を図るため、平成17年に『スタンレーグループ行動規範』を制定するとともに、社内教育にも注力しており、全社一丸となって企業価値の向上に努めております。さらに、平成25年には社内の遵法意識の醸成・定着をより推進・強化するための専任組織を設置し、従業員へのコンプライアンス教育を徹底して行っております。また、平成28年には総務部法務課を独立させ法務部とし、コンプライアンスのさらなる強化を図っております。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年5月16日開催の当社取締役会において、一で述べた基本方針に照らし、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続的に導入することを決定し、平成28年6月23日開催の第111回定時株主総会において、本プランの継続的導入につき承認を得ております。

本プランは、以下の 又は に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

当社の株券等について買付等を行おうとする者は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等（以下「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書の様式を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、買付内容等の検討に必要な情報等（以下「本必要情報」といいます。）を記載した買付説明書を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを、経営陣から独立している社外取締役、社外監査役等で構成される独立委員会に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（60日を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見等を提供するように要求することができます。独立委員会は、買付者等及び当社取締役会からの情報等を受領してから最長60日間（ただし、合理的理由がある場合には、独立委員会は30日間を上限とする合理的な範囲内において、当該期間を延長することができます。）が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該新株予約権は、金1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができるものとします。また、当該新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社普通株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されるものとします。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会は、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際して、独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は買付等について発動事由の該当可能性が問題となっており、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することができるものとします。

本プランの有効期間は、平成28年6月23日開催の第111回定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。なお、本プランの継続的導入にあたっては、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆さまに直接具体的な影響が生じることはありません。

三 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

二1.に記載した基本方針の実現に資する特別な取組みは、一に記載した基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。また、当社取締役会といたしましては、二2.に記載した本プランも、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(1) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものです。

(2) 株主意思の重視

当社取締役会は、本プランで定めるとおり、一定の場合には株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することができることとしております。加えて、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。

(3) 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は87億7千6百万円であります。

また、当社グループでは、関連会社とも連携をとり開発活動を行っており、当第2四半期連結累計期間の持分法適用関連会社の研究開発費の総額は、9億4千2百万円であります。なお、持分法適用関連会社の研究開発費の総額は、四半期連結損益計算書の研究開発費の総額には含まれておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等に変更及び新たな締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000,000
計	750,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	175,600,000	175,600,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株であります。
計	175,600,000	175,600,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

名称	第8回新株予約権
決議年月日	平成30年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 15名 当社従業員 571名 当社関係会社の取締役 69名
新株予約権の数	2,216個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 221,600株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,926円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成33年4月1日～平成36年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 3,926円 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを要する。 2. 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

新株予約権証券の発行時(平成30年8月28日)における内容を記載しております。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次の算式により、当社普通株式を交付するものとし、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1) 及び に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

下記(注)4に準じて決定する。

- 4 当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年7月1日 ～ 平成30年9月30日		175,600		30,514		29,825

(5) 【大株主の状況】

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	9,525	5.80
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号	9,235	5.62
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	8,111	4.94
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,012	4.27
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	6,886	4.19
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号 品川イン ターシティA棟)	6,584	4.01
野村信託銀行株式会社(退職給付 信託三菱UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	5,440	3.31
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,868	1.75
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	2,677	1.63
公益財団法人北野生涯教育振興 会	東京都目黒区五本木1丁目12番16号	2,566	1.56
計		60,908	37.08

- (注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式11,358千株があります。
- 2 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
- | | |
|----------------------------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 9,525千株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 7,012千株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) | 2,868千株 |
- 3 野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱UFJ銀行口)につきましては、株式会社三菱UFJ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権の行使については、株式会社三菱UFJ銀行の指示により行使されることとなっております。

- 4 平成30年4月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者が平成30年4月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	8,117	4.61
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	8,167	4.64
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	602	0.34
計	-	16,888	9.60

- 5 平成29年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する報告書において、三井住友アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者が平成29年5月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- なお、その大量保有に関する報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友アセットマネジメント株式会社	東京都港区愛宕2丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階	798	0.45
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	8,111	4.60
計	-	8,909	5.05

- 6 平成28年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者が平成28年5月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- なお、その大量保有に関する報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番3号	2,241	1.27
ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 デラウェア州 ニュー・キャッスル郡 ウィルミントン オレンジストリート1209 ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー・気付	634	0.36
ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ニュージャージー州 プリンストンユニバーシティ スクウェア ドライブ1	220	0.12
ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルク大公国 L-1855 J.F.ケネディ通り 35A	514	0.29
ブラックロック・ライフ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	357	0.20
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス	566	0.32
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	1,720	0.97
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	2,259	1.28
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	352	0.20
計	-	8,867	5.01

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,358,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 164,110,000	1,641,100	
単元未満株式	普通株式 131,200		
発行済株式総数	175,600,000		
総株主の議決権		1,641,100	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権30個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式21株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
スタンレー電気株式会社 (自己保有株式)	東京都目黒区中目黒 2丁目9番13号	11,358,800		11,358,800	6.47
計		11,358,800		11,358,800	6.47

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。
なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	131,601	137,727
受取手形及び売掛金	2 73,485	2 67,458
たな卸資産	1 28,721	1 30,374
その他	19,927	21,128
貸倒引当金	8	4
流動資産合計	253,727	256,685
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	61,153	62,745
機械装置及び運搬具（純額）	53,221	53,238
工具、器具及び備品（純額）	22,587	19,862
土地	14,983	15,007
リース資産（純額）	265	250
建設仮勘定	14,368	17,338
有形固定資産合計	166,579	168,442
無形固定資産		
のれん	42	-
その他	5,190	5,212
無形固定資産合計	5,232	5,212
投資その他の資産		
投資有価証券	65,092	66,365
繰延税金資産	1,822	1,955
その他	2,035	1,999
投資その他の資産合計	68,951	70,319
固定資産合計	240,764	243,974
資産合計	494,491	500,660

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 51,973	2 40,000
短期借入金	5,372	5,743
1年内償還予定の社債	-	10,000
リース債務	123	116
未払法人税等	5,349	5,291
賞与引当金	4,696	5,264
役員賞与引当金	198	108
その他	23,165	21,315
流動負債合計	90,878	87,839
固定負債		
社債	10,000	-
リース債務	153	144
繰延税金負債	7,636	7,874
役員退職慰労引当金	35	38
退職給付に係る負債	5,455	5,029
資産除去債務	446	449
その他	1,177	1,248
固定負債合計	24,905	14,785
負債合計	115,783	102,625
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,514	30,514
資本剰余金	29,878	29,878
利益剰余金	289,178	303,763
自己株式	26,496	25,274
株主資本合計	323,074	338,882
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	23,299	23,217
為替換算調整勘定	3,105	377
退職給付に係る調整累計額	330	198
その他の包括利益累計額合計	19,864	22,641
新株予約権	413	293
非支配株主持分	35,355	36,216
純資産合計	378,708	398,034
負債純資産合計	494,491	500,660

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
売上高	209,078	215,106
売上原価	164,437	166,181
売上総利益	44,641	48,925
販売費及び一般管理費	¹ 22,042	¹ 22,940
営業利益	22,599	25,985
営業外収益		
受取利息	245	472
受取配当金	420	498
持分法による投資利益	969	1,232
受取ロイヤリティー	663	768
為替差益	102	286
雑収入	360	356
営業外収益合計	2,760	3,614
営業外費用		
支払利息	72	63
特別調査費用	68	58
支払補償費	129	-
雑損失	296	267
営業外費用合計	567	389
経常利益	24,792	29,211
特別利益		
固定資産売却益	80	5
特別利益合計	80	5
特別損失		
固定資産除却損	793	377
特別損失合計	793	377
税金等調整前四半期純利益	24,079	28,839
法人税等	5,906	6,897
四半期純利益	18,172	21,942
非支配株主に帰属する四半期純利益	2,655	2,696
親会社株主に帰属する四半期純利益	15,517	19,246

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
四半期純利益	18,172	21,942
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,581	80
為替換算調整勘定	4,887	2,299
退職給付に係る調整額	128	131
持分法適用会社に対する持分相当額	524	401
その他の包括利益合計	7,121	2,751
四半期包括利益	25,294	24,693
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	21,647	22,023
非支配株主に係る四半期包括利益	3,647	2,670

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	24,079	28,839
減価償却費	16,929	16,686
貸倒引当金の増減額(は減少)	8	4
賞与引当金の増減額(は減少)	357	539
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	274	236
受取利息及び受取配当金	665	971
支払利息	72	63
持分法による投資損益(は益)	969	1,232
固定資産除売却損益(は益)	713	371
売上債権の増減額(は増加)	71	6,305
たな卸資産の増減額(は増加)	2,286	1,586
仕入債務の増減額(は減少)	4,673	11,614
その他	847	3,414
小計	41,843	33,745
利息及び配当金の受取額	1,273	1,807
利息の支払額	48	33
訴訟関連損失の支払額	-	1,624
法人税等の支払額	5,785	6,883
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,283	27,011
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	3,792	9,479
定期預金の払戻による収入	2,855	6,891
有形固定資産の取得による支出	17,003	16,092
有形固定資産の売却による収入	427	242
無形固定資産の取得による支出	475	651
投資有価証券の取得による支出	564	453
その他	230	165
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,784	19,709
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	3,451	-
自己株式の取得による支出	1,151	3
配当金の支払額	2,980	3,938
非支配株主への配当金の支払額	1,112	1,688
その他	114	79
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,580	5,551
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,617	1,178
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	11,535	2,929
現金及び現金同等物の期首残高	90,339	115,449
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 101,874	1 118,378

【注記事項】

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
製品	17,422百万円	19,253百万円
仕掛品	2,552百万円	2,383百万円
原材料及び貯蔵品	8,746百万円	8,736百万円

2. 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休業日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
受取手形	173百万円	152百万円
支払手形	568百万円	310百万円

3. コミットメントライン契約

当社は資金調達の効率化及び安定性の確保を目的とし、取引金融機関5社とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
コミットメントラインの総額	15,000百万円	15,000百万円
借入実行残高	-百万円	-百万円
差引額	15,000百万円	15,000百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
給料賞与諸手当	6,664百万円	6,590百万円
賞与引当金繰入額	1,365百万円	1,560百万円
役員賞与引当金繰入額	84百万円	100百万円
退職給付費用	465百万円	458百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
現金及び預金勘定 預入れ期間が3か月を超える 定期預金	114,602百万円 12,728百万円	137,727百万円 19,349百万円
現金及び現金同等物	101,874百万円	118,378百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月22日 取締役会	普通株式	2,980	18.00	平成29年3月31日	平成29年6月23日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年10月30日 取締役会	普通株式	3,470	21.00	平成29年9月30日	平成29年11月29日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年5月21日 取締役会	普通株式	3,938	24.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年10月29日 取締役会	普通株式	4,106	25.00	平成30年9月30日	平成30年11月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第2四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：百万円)

	自動車 機器事業	コンポーネ ンツ事業	電子応用 製品事業	その他 (注)1	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	168,719	15,028	25,261	70	-	209,078
セグメント間の内部 売上高又は振替高	224	8,567	21,165	1,161	31,118	-
計	168,943	23,596	46,427	1,231	31,118	209,078
セグメント利益又は 損失()	13,589	4,192	3,278	5	1,543	22,599

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない身体障害者雇用促進事業、グループに対する金融・経営サービス等の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額1,543百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,661百万円、セグメント間取引消去3,225百万円等が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究費及び管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

(単位：百万円)

	自動車 機器事業	コンポーネ ンツ事業	電子応用 製品事業	その他 (注)1	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	173,021	14,791	26,971	322	-	215,106
セグメント間の内部 売上高又は振替高	175	8,098	23,054	1,319	32,647	-
計	173,196	22,890	50,025	1,641	32,647	215,106
セグメント利益	15,280	3,732	5,903	50	1,017	25,985

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない身体障害者雇用促進事業、グループに対する金融・経営サービス等の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額1,017百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,181百万円、セグメント間取引消去3,286百万円等が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究費及び管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	93.87円	117.23円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	15,517	19,246
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	15,517	19,246
普通株式の期中平均株式数(千株)	165,299	164,167
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	93.76円	117.10円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	208	190
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成29年7月31日取締役会決議ストック・オプション(株式の数 222千株)	平成30年7月26日取締役会決議ストック・オプション(株式の数 221千株)

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、平成30年9月25日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得を下記のとおり決議し、実施いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主の皆さまへの利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策等の遂行を可能とするため。

2. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類

当社普通株式

(2) 取得する株式の総数

900,000株(上限)

(3) 株式の取得価額の総額

3,000百万円(上限)

(4) 取得する期間

平成30年10月5日から平成30年10月19日まで

(5) 取得する方法

市場買付

3. 取得結果

上記市場買付による取得の結果、平成30年10月5日から平成30年10月18日までの間に、当社普通株式786,500株(取得価額2,999百万円)を取得いたしました。

(自己株式の消却)

当社は、平成30年10月29日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

1. 自己株式消却に関する取締役会の決議内容

(1) 消却する株式の種類

当社普通株式

(2) 消却する株式の総数

400,000株

(3) 消却予定日

平成30年11月14日

2. 上記の消却後の発行済株式総数は、175,200,000株であります。

2 【その他】

(1) 中間配当

平成30年10月29日開催の取締役会において、次のとおり中間配当を行う旨決議いたしました。

中間配当金の総額	4,106百万円
1株当たりの金額	25.00円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成30年11月29日
中間配当基準日	平成30年9月30日

(2) 訴訟の提起について

当社及び当社の米国子会社は、他の事業者と共同して自動車用ランプ等について調整行為を行った等として、カナダ国、米国において民事訴訟(クラスアクション)の提起を受けておりましたが、米国においては原告等との間で、和解について原則的合意に至りました。

なお、カナダ国における訴訟は継続しております。また、カナダ国における訴訟が当社グループの今後の業績に与える影響につきましては、現時点で合理的に予測することは困難であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月13日

スタンレー電気株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 雅 広

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 圭 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスタンレー電気株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成30年7月1日から平成30年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スタンレー電気株式会社及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。